

「第5章 地域・市町村を支援するための施策」の見直しの概要

I. 互いに支え合う地域コミュニティの再生

主に、「3. 地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援」において、多様な主体が地域課題を「我が事」として捉え、主体的に解決を試みるような地域づくりに向けて、特に以下の取組を見直しました。

- ・高齢者の孤立化や消費者被害防止対策等の推進
- ・災害時の要配慮者対策の推進
- ・社会福祉法人による公益活動の推進
- ・分野を超えたネットワークづくりと社会資源の創出

II. 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成

福祉人材の確保・定着対策が特に重要であることから、「2. 福祉人材の確保・育成」において、シニアや外国人人材など、様々な人材の活用の推進に向けて取組を見直しました。

- ・福祉人材の確保・定着対策の推進

III. 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化

誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、高齢者保健福祉計画や障害者計画、保健医療計画等の改定を踏まえ、市町村の支援や在宅医療の推進などの取組を見直しました。

また、新たに住宅確保要配慮者への支援を掲げるとともに、子育て世代包括支援センターの設置促進についても計画に位置付けました。

IV. 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化

当事者を中心とした「丸ごと」の支援ができるよう、包括的・総合的な総合相談支援機能を確保した体制の構築に向けて、特に以下の取組を見直しました。

- ・中核地域生活支援センターの広域化・専門化の促進
- ・児童の相談等支援体制の強化
- ・子どもの貧困対策
- ・高齢者等の自立した地域生活と権利擁護の推進
- ・がん患者、難病患者、認知症の方やその家族等への支援
- ・更生支援の推進
- ・外国人住民への相談支援・情報提供等